

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年 10 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900155号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1900013号

第1 結論

昭和55年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和58年3月まで

私が大学生だった期間の国民年金については、両親から加入済であると聞いていた。両親は、既に亡くなってしまっており、当時の書類等についても確認することはできないが、私が20歳となった昭和55年*月頃に、私の父が、A町役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の両親から、大学生だった期間の国民年金には加入していたと聞いており、請求者の父親が請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金の加入手続を行い、初めて国民年金の被保険者となつた者については、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出されるところ、請求者が住民登録していたとするA町において、請求期間当時に国民年金の加入手続を行った被保険者名等が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿を全件確認したが、請求者の氏名は確認できず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、氏名検索を行ったものの、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

また、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の被保険者期間とされておらず、前述のとおり、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことを踏まえると、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は行われていなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間当時、20歳以上60歳未満の大学生（夜間制、通信制を除く。）については、国民年金に加入する申出（以下「任意加入手続」という。）を行うことにより、当該申出日に被

保険者の資格を取得するものとされており、請求者の主張のとおり、大学生であったとする請求者の請求期間に係る国民年金保険料を全て納付するためには、請求者が 20 歳に到達した昭和 55 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日までの間に任意加入手続を行う必要があったところ、請求者は、請求期間当時、住民登録は A 町のままで、他市に居住していたため具体的なことはわからない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。